

指定障害福祉サービス事業所設置法人代表者 様
共生型生活介護事業所設置法人代表者 様
基準該当生活介護事業所設置法人代表者 様

福島市長 木 幡 浩
(公 印 省 略)

共生型生活介護事業及び基準該当生活介護事業における
医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて(通知)

日頃より障害福祉施策の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和4年5月2日付4福監第9001号にて「指定生活介護事業における医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて」通知いたしました。が、事業所より問い合わせ等があり再確認しました。

再確認の結果、下記の理由等により「共生型生活介護事業所」及び「基準該当生活介護事業」における本取り扱いについては、対象外とすることといたしましたので改めて通知いたします。

今後とも、趣旨ご理解のうえ、事業運営等よろしくお願ひいたします。

記

「共生型生活介護事業所」及び「基準該当生活介護事業所」については、人員基準上の医師の配置を必要としません。

■理由

介護保険サービス事業所が共生型及び基準該当障害福祉サービス(生活介護)を提供する場合は、下記基準条例が適用となり、人員基準上、医師配置の規定がないため。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 35 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) **指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。**

(3) (略)

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第211条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) (略)

(3) **指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。**

(4) (略)

(参考)

■障害者総合支援法事業者ハンドブック【報酬編】2021年版（赤本）

・194ページ

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) 区分6 1,288 単位

(二) 区分5 964 単位

(三) 区分4 669 単位

(四) 区分3 599 単位

(五) 区分2以下 546 単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分6 1,147 単位

(二) 区分5 853 単位

(三) 区分4 585 単位

(四) 区分3 524 単位

(五) 区分2以下 476 単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 区分6 1,108 単位

(二) 区分5 820 単位

(三) 区分4 562 単位

(四) 区分3 496 単位

(五) 区分2以下 453 単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 区分6 1,052 単位

(二) 区分5 785 単位

(三) 区分4 543 単位

(四) 区分3 487 単位

(五) 区分2以下 439 単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 区分6 1,039 単位

(二) 区分5 774 単位

(三) 区分4 541 単位

(四) 区分3 484 単位

(五) 区分2以下 434 単位

ロ 共生型生活介護サービス費

(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) 693 単位

(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) 854 単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) 693 単位

(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) 854 単位

(略)

・210ページ

(医師配置が無い場合)

注8 に掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算する。

■前回通知文

4福監第9001号
令和4年5月2日

指定生活介護事業所設置法人 代表者様
指定障害者支援施設設置法人

福島市長 木 幡 浩
(公 印 省 略)

指定生活介護事業における医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて(通知)

日頃より障害福祉施策の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

生活介護事業におきましては、「福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する基準等を定める条例」(平成30年1月12日条例第8号)第80条第1項第1号及び「福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年1月12日条例第9号)第5条第1項第1号の規定により、医師については利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の配置(嘱託医を確保することをもって、配置とみなす。)が義務付けられていますが、どの程度の勤務実態をもって配置とみなすかの基準が示されておりませんでした。

つきましては、令和5年4月1日以降、本市において以下のとおり取り扱うこととしますので、ご承知おきください。

なお、必要に応じて体制の整備を実施するとともに、変更があれば介護給付費等算定に係る届出を行ってください。

記

【医師配置の基準】

- 医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、生活介護事業所、障害者支援施設に原則月1回以上の勤務を行っていること。

【未配置と判断する具体例】

- 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合。
- 嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合。
☞ これらについては、実質的には協力医療機関であるとみなします

※ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に添付する「従業者の勤務の体制」及び「勤務形態一覧表」、事業所に備え付ける出勤簿等には、必ず配置医師の勤務予定及び勤務実績を記載してください。

※ 人員基準上、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができます。ただし、この場合においても報酬算定上、医師未配置減算の適用を受けることとなります。

※ 令和5年4月1日以降は、実地指導等により医師の勤務実態を確認させていただき、未配置と判断された場合で医師未配置減算を適用していない場合は、過誤調整を行っていただきますので、ご承知おきください。

福島市健康福祉部福祉監査課
TEL 024-597-6468

事務担当:健康福祉部福祉監査課
電話:024-597-6468